

ふくしま型「市民協働」の事業とするための推進要綱

(呼 称 : 市民協働推進要綱)



平成 16 年 4 月 1 日

福 島 市

目 次

第 1 章 本要綱の活用にあたって

| | ページ |
|---------------------|-----|
| 1 要綱の目的 | 1 |
| 2 「『市民協働』の事業とする」の意味 | 1 |
| 3 要綱の活用方法 | 1 |
| 4 取り組みへの基本姿勢 | 2 |
| 5 役割と責務 | 2 |
| 6 提案書の尊重 | 2 |
| 7 推進指針との関係 | 2 |
| 8 要綱の検討・見直し | 2 |

第 2 章 「市民協働」の事業とするための具体的手順

| | |
|-----------------------------|---|
| 1 基本的事項 | 3 |
| 2 具体的な手順 | 4 |
| 《様式1》 「市民協働の事業とするためのフローチャート | 5 |

第 3 章 「市民協働」の事業とするためのチェックシート

| | |
|-----------------------|---|
| 1 事業完了後の自己確認・振り返り | 9 |
| 2 要綱に基づいた「市民協働」の検証・検討 | 9 |

第 4 章 「市民協働」の事業とするための支援の仕組み

| | |
|------------------------------|----|
| 1 事業企画の公募 | 9 |
| 2 情報の共有促進 | 9 |
| 《様式2》 「市民協働」の事業とするためのチェックシート | 10 |

ふくしま型「市民協働」の事業とするための推進要綱

平成16年4月1日発行

発行 / 福島市

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

TEL 024(525)3708 FAX 024(525)3194

担当 / 福島市総務部企画政策課



ふくしま型「市民協働」の事業とするための推進要綱

(呼 称 : 市民協働推進要綱)

第 1 章 本要綱の活用にあたって

1 要綱の目的

- (1) この要綱では、本市が行うすべての事業（現在進行中の事業及び今後新たに計画・実施される事業を含む。）とそのすべての事業過程を対象として、平成 14 年 12 月 26 日策定した福島市協働のまちづくり推進指針(以下「推進指針」という。)に基づき、「市民協働」の考え方に立って事業を実施するための基本的事項と、実施において「市民協働」の質を高めるための具体的な手順を定めます。
- (2) 市民*と行政*がより一層「市民協働」について理解を深め、市民一人一人の想いを尊重する温かい連携と交流のあるまちづくりを共に実現して行くことを目指します。

2 「『市民協働』の事業とする」の意味

「『市民協働』の事業とする」とは、いろいろな立場の市民と行政が対等なパートナーとしてお互いを尊重し合い、適切な役割分担の基に成果と責任を共有し合いながら共に行動するという、推進指針で定義された「協働」の考え方に基づいて、本市が行うすべての事業とそのすべての事業過程において、この要綱に沿って実施することにより「市民協働」の質を高めることです。

3 要綱の活用方法

- (1) 行政は、推進指針に掲げられた「市民協働」の理念を理解すると共に、その着実な具現化のためこの要綱を活用しながら事業を実施しなければなりません。
- (2) 第 2 章には、事業過程を重視し「市民協働」の事業とするために実施すべき基本的事項と具体的手順を示しました。これを基に、各自確認・点検を行いながら事業を進めます。
特に、新たに計画する事業については、この具体的手順を確認しながら実施するよう努めなければなりません。
- (3) 事業完了後は、第 3 章に示したチェックシートに基づき自己確認・振り返りを行います。必要な項目でありながら実行できなかった場合や十分な成果が得られなかった場合は、その原因を明らかにし、どうすれば実行できるかについて改善・見直しを行わなければなりません。

※「市民」・・・ 個人としての市民ばかりでなく、個人や地域が主体的に組織的な活動を行う団体、企業などの法人、また、場合によっては国・県の機関や公社・公団を含む。(推進指針より引用)

※「行政」・・・ 本要綱では、議会を除く地方公共団体としての福島市をいう。

4 取り組みへの基本姿勢

「市民協働」の質を高めるための具体的手順に沿って事業を実施するにあたっては、平成15年12月16日提出されたふくしま協働のまちづくり市民推進会議からの提案書～“やっぺないっ!”から“やっつっおい!”(以下「提案書」という。)に示された次の基本理念に基づいて取り組みます。

【提案書に示された基本理念】

- 市民と行政は、一人一人の思いを尊重する温かいまちづくりを目指し、対等・平等な立場で「市民協働」の事業とするための取り組みを進めます。
- 市民と行政は、お互いを尊重し、共通の課題解決に向け協力し合い、共に行動します。
- 市民と行政は、それぞれの立場や特性をふまえ、適切な役割分担と相互支援のもとに事業の成果と責任を共有します。
- 市民と行政は、事業に関する情報を共有し、事業実施の合意形成を図り実施過程の透明性を高めます。

5 役割と責務

- (1) 市民は、提案書に示された基本理念に基づき、事業のあらゆる段階において自主的・積極的に参画し、市民相互の学習により「市民協働」の事業とすることについて理解を深めるよう努めなければなりません。
- (2) 行政は、「市民協働」について職員の意識改革を進めると共に、提案書に示された基本理念に基づき、事業のあらゆる段階において情報公開と市民ニーズの把握を行い、市民の自主的・積極的な参画を求めながら事業を実施することにより、「市民協働」の質を高めるよう努めなければなりません。

6 提案書の尊重

この要綱は提案書に基づき策定したものであり、市民による提案の趣旨は最大限尊重しなければなりません。

7 推進指針との関係

「協働」の定義や「協働のまちづくり」の必要性などについては推進指針をよりどころとし、推進指針に示された「協働のまちづくり」を推進するための具体策についても、この要綱に従って実現に向け取り組みます。

8 要綱の検討・見直し

『市民協働』の事業とするための新たな視点について、市民と行政が共に継続して検討し、その内容を踏まえながらこの要綱の見直しを行います。

第 2 章 「市民協働」の事業とするための具体的手順

1 基本的事項

「本市が行うすべての事業」を対象とし、「すべての事業過程（企画・実施・評価・改善提案）」において以下に示した(1)から(12)の基本的事項に留意しながら、各自担当する事業を実施する際、どの段階で何を行う必要があるのかを確認し、実行できる項目についてはこれを積極的に行います。

ただし、どの事業過程でどんな手法を採用するのかについては、当該事業の内容や特性・条件などを考慮し、各部署内で総合的に判断します。

なお、同じ事項でも事業過程や場面によって、求める内容や意図が異なることに注意が必要です。

(1) 情報の提供

市民が地域の課題や行政の現状を知り、「市民協働」への理解を深めることが必要です。そのためには、市民が知りたい情報をいつでも、容易に、かつ分かりやすく知り得るよう提供しなければなりません。

なお、その際は福島市情報公開条例及び福島市個人情報保護条例に留意し、これを常に行います。

(2) 現状・ニーズの把握（意見を聴く）

現状や市民ニーズをつかんだ事業とするために、市民の意見をよく聴いて、何が求められているのか、何が必要なのかを把握します。特に、事業の企画・構想策定期前においてこれを率先して行います。

(3) 「市民協働」の目標の設定

事業の目的・方針と、市民と行政とが協働で事業を行うことの成果を十分に理解し、共有しなければなりません。なお、目標の設定には「市民発意による目標設定」、「行政発意による目標設定」、「協働の場による目標設定」があると考えられます。

(4) 役割の明確化

事業の企画・実施・評価・改善提案の各段階において、市民と行政がどのように役割を分担するのかを明確にします。

(5) 広 報

事業の進捗状況等を常に広報し、事業の公開性・透明性を確保すると共に、その成果を市民と行政の双方で共有します。

(6) 「人財」*育成

地域の課題や行政について、市民がいつでも学ぶことができるよう学習の機会を設定し、その培った能力を事業実施の際に活かします。また行政は、職員及び組織単位において「市民協働」について学ぶと同時に、市民と行政とをコーディネートする能力を身に付けるよう努めます。

*「人財」・・・人は宝であるという認識から、ここでは「人財」と表記します。(推進指針より引用)

(7) 活動の場の設定

行政のパートナーである市民個人あるいは市民団体などが相互に集い、話し合い、活動できる場を設定するとともに、主体的に活動する市民が自らの力を発揮できる場や機会の設定を行います。

(8) 組織の編成

主体的に活動できる市民を中心とした組織とするため、公募など委員の選出方法等について十分検討し、自主的・継続的な組織へ移行できるよう配慮します。

(9) 事業費用

事業費用の負担については、実施主体や方法により異なることから、その調達方法も含め十分に検討します。

(10) 事業計画の検討

「市民協働」の事業として実施する際は、福島市総合計画との整合や類似事業との調整を図るとともに、「市民協働」の必要性を明確にしておく必要があります。

(11) 評価

より質の高い「市民協働」の事業とするためには、今後以下の点に留意して「評価の仕組み」を構築します。

- ① 評価対象 (なにを評価するのか)
- ② 評価目的 (なんのために評価するのか)
- ③ 評価主体 (だれが評価するのか)
- ④ 評価手法 (どのようにして評価するのか)

(12) 改善・見直し

評価の内容を公表し、次年度以降の事業のあり方や実施主体の妥当性など、改善方法について検討を行います。

2 具体的な手順

- (1) 前記基本的事項について、「市民協働」の事業とするための具体的な手順を別紙《様式1》のとおりとします。
- (2) 担当する事業を実施している間は、《様式1》を活用し、事業過程に沿って各自確認・点検を行います。

ふくしま型「市民協働」の事業とするための推進要綱

(呼 称 : 市民協働推進要綱)

第 1 章 本要綱の活用にあたって

1 要綱の目的

- (1) この要綱では、本市が行うすべての事業（現在進行中の事業及び今後新たに計画・実施される事業を含む。）とそのすべての事業過程を対象として、平成 14 年 12 月 26 日策定した福島市協働のまちづくり推進指針(以下「推進指針」という。)に基づき、「市民協働」の考え方に立って事業を実施するための基本的事項と、実施において「市民協働」の質を高めるための具体的な手順を定めます。
- (2) 市民*と行政*がより一層「市民協働」について理解を深め、市民一人一人の想いを尊重する温かい連携と交流のあるまちづくりを共に実現して行くことを目指します。

2 「『市民協働』の事業とする」の意味

「『市民協働』の事業とする」とは、いろいろな立場の市民と行政が対等なパートナーとしてお互いを尊重し合い、適切な役割分担の基に成果と責任を共有し合いながら共に行動するという、推進指針で定義された「協働」の考え方に基づいて、本市が行うすべての事業とそのすべての事業過程において、この要綱に沿って実施することにより「市民協働」の質を高めることです。

3 要綱の活用方法

- (1) 行政は、推進指針に掲げられた「市民協働」の理念を理解すると共に、その着実な具現化のためこの要綱を活用しながら事業を実施しなければなりません。
- (2) 第 2 章には、事業過程を重視し「市民協働」の事業とするために実施すべき基本的事項と具体的手順を示しました。これを基に、各自確認・点検を行いながら事業を進めます。
特に、新たに計画する事業については、この具体的手順を確認しながら実施するよう努めなければなりません。
- (3) 事業完了後は、第 3 章に示したチェックシートに基づき自己確認・振り返りを行います。必要な項目でありながら実行できなかった場合や十分な成果が得られなかった場合は、その原因を明らかにし、どうすれば実行できるかについて改善・見直しを行わなければなりません。

※「市民」・・・ 個人としての市民ばかりでなく、個人や地域が主体的に組織的な活動を行う団体、企業などの法人、また、場合によっては国・県の機関や公社・公団を含む。(推進指針より引用)

※「行政」・・・ 本要綱では、議会を除く地方公共団体としての福島市をいう。

4 取り組みへの基本姿勢

「市民協働」の質を高めるための具体的手順に沿って事業を実施するにあたっては、平成15年12月16日提出されたふくしま協働のまちづくり市民推進会議からの提案書～“やっぺないっ!”から“やっつっおい!”(以下「提案書」という。)に示された次の基本理念に基づいて取り組みます。

【提案書に示された基本理念】

- 市民と行政は、一人一人の思いを尊重する温かいまちづくりを目指し、対等・平等な立場で「市民協働」の事業とするための取り組みを進めます。
- 市民と行政は、お互いを尊重し、共通の課題解決に向け協力し合い、共に行動します。
- 市民と行政は、それぞれの立場や特性をふまえ、適切な役割分担と相互支援のもとに事業の成果と責任を共有します。
- 市民と行政は、事業に関する情報を共有し、事業実施の合意形成を図り実施過程の透明性を高めます。

5 役割と責務

- (1) 市民は、提案書に示された基本理念に基づき、事業のあらゆる段階において自主的・積極的に参画し、市民相互の学習により「市民協働」の事業とすることについて理解を深めるよう努めなければなりません。
- (2) 行政は、「市民協働」について職員の意識改革を進めると共に、提案書に示された基本理念に基づき、事業のあらゆる段階において情報公開と市民ニーズの把握を行い、市民の自主的・積極的な参画を求めながら事業を実施することにより、「市民協働」の質を高めるよう努めなければなりません。

6 提案書の尊重

この要綱は提案書に基づき策定したものであり、市民による提案の趣旨は最大限尊重しなければなりません。

7 推進指針との関係

「協働」の定義や「協働のまちづくり」の必要性などについては推進指針をよりどころとし、推進指針に示された「協働のまちづくり」を推進するための具体策についても、この要綱に従って実現に向け取り組みます。

8 要綱の検討・見直し

『市民協働』の事業とするための新たな視点について、市民と行政が共に継続して検討し、その内容を踏まえながらこの要綱の見直しを行います。

第 2 章 「市民協働」の事業とするための具体的手順

1 基本的事項

「本市が行うすべての事業」を対象とし、「すべての事業過程（企画・実施・評価・改善提案）」において以下に示した(1)から(12)の基本的事項に留意しながら、各自担当する事業を実施する際、どの段階で何を行う必要があるのかを確認し、実行できる項目についてはこれを積極的に行います。

ただし、どの事業過程でどんな手法を採用するのかについては、当該事業の内容や特性・条件などを考慮し、各部署内で総合的に判断します。

なお、同じ事項でも事業過程や場面によって、求める内容や意図が異なることに注意が必要です。

(1) 情報の提供

市民が地域の課題や行政の現状を知り、「市民協働」への理解を深めることが必要です。そのためには、市民が知りたい情報をいつでも、容易に、かつ分かりやすく知り得るよう提供しなければなりません。

なお、その際は福島市情報公開条例及び福島市個人情報保護条例に留意し、これを常に行います。

(2) 現状・ニーズの把握（意見を聴く）

現状や市民ニーズをつかんだ事業とするために、市民の意見をよく聴いて、何が求められているのか、何が必要なのかを把握します。特に、事業の企画・構想策定期前においてこれを率先して行います。

(3) 「市民協働」の目標の設定

事業の目的・方針と、市民と行政とが協働で事業を行うことの成果を十分に理解し、共有しなければなりません。なお、目標の設定には「市民発意による目標設定」、「行政発意による目標設定」、「協働の場による目標設定」があると考えられます。

(4) 役割の明確化

事業の企画・実施・評価・改善提案の各段階において、市民と行政がどのように役割を分担するのかを明確にします。

(5) 広 報

事業の進捗状況等を常に広報し、事業の公開性・透明性を確保すると共に、その成果を市民と行政の双方で共有します。

(6) 「人財」*育成

地域の課題や行政について、市民がいつでも学ぶことができるよう学習の機会を設定し、その培った能力を事業実施の際に活かします。また行政は、職員及び組織単位において「市民協働」について学ぶと同時に、市民と行政とをコーディネートする能力を身に付けるよう努めます。

*「人財」・・・人は宝であるという認識から、ここでは「人財」と表記します。(推進指針より引用)

(7) 活動の場の設定

行政のパートナーである市民個人あるいは市民団体などが相互に集い、話し合い、活動できる場を設定するとともに、主体的に活動する市民が自らの力を発揮できる場や機会の設定を行います。

(8) 組織の編成

主体的に活動できる市民を中心とした組織とするため、公募など委員の選出方法等について十分検討し、自主的・継続的な組織へ移行できるよう配慮します。

(9) 事業費用

事業費用の負担については、実施主体や方法により異なることから、その調達方法も含め十分に検討します。

(10) 事業計画の検討

「市民協働」の事業として実施する際は、福島市総合計画との整合や類似事業との調整を図るとともに、「市民協働」の必要性を明確にしておく必要があります。

(11) 評価

より質の高い「市民協働」の事業とするためには、今後以下の点に留意して「評価の仕組み」を構築します。

- ① 評価対象 (なにを評価するのか)
- ② 評価目的 (なんのために評価するのか)
- ③ 評価主体 (だれが評価するのか)
- ④ 評価手法 (どのようにして評価するのか)

(12) 改善・見直し

評価の内容を公表し、次年度以降の事業のあり方や実施主体の妥当性など、改善方法について検討を行います。

2 具体的な手順

- (1) 前記基本的事項について、「市民協働」の事業とするための具体的な手順を別紙《様式1》のとおりとします。
- (2) 担当する事業を実施している間は、《様式1》を活用し、事業過程に沿って各自確認・点検を行います。

《様式1》 「市民協働」の事業とするためのフローチャート

※ このフローチャートは、「市民協働」の質を高めるための具体的な手順を示すと共に、事業の「どの段階で、何を行う必要があるのか」を確認・点検するためのものです。
各自、本表を活用し事業過程毎に 欄を使ってチェックしてください。

※ また、本表の具体的手法は例示であり、実施した際はその具体的内容を記入してください。

具体的手法の一例

企画・構想の策定期前

◆情報の提供

行政が持っている情報を、市民が理解しやすいように編集し、様々な機会・手段により幅広く提供すること。

- 市政だより・市ホームページなどへの掲載
- 新聞・テレビ・ラジオなどの活用
- 公共施設への備え付け

◆現状・ニーズの把握

地域の課題を良く知る市民とのつながりを持つこと。窓口寄せられる様々な市民の声を良く聴くことから、ニーズを探ること。

- 検討委員会等の委員の公募
- 電子会議室^{注1)}の設置
- アンケート調査の実施

◆「人財」の育成

職員研修や職場内において、「市民協働」について話し合う機会を設けること。
市民向けに、事業に関連する「市民協働」の啓発活動や学習機会を設定すること。

- OJL^{注2)}の積極的実施
- セミナーや学習会の開催

◆（企画検討）組織の編成

主体的に活動できる市民を中心とする組織を編成し、自主的・継続的に活動が出来るよう配慮すること。

- 市民委員の公募による検討委員会等の設置

企画・構想の策定期

◆（実施）組織の編成

主体の構成や形態、費用の負担について検討すること。

- 公開プレゼンテーション^{注3)}による実施主体の選定

◆「市民協働」の目標設定

「市民協働」で事業を行うこと理由を明確にし、市民と行政が事業の目的や効果を共有すること。

- 市民と行政が共同で企画・構想する場の設定
- ワークショップ^{注4)}の実施

Plan
(企画)

具体的手法の一例

◆役割の明確化 [チェック □]

「市民協働」で事業を行うに当たり、市民・行政それぞれの役割を明確にすること。
なぜその相手をパートナーとするのかを明確にすること。

- 市民と行政が協働で企画・構想する場の設定
- ワークショップの実施

◆現状・ニーズの把握 [チェック □]

事業に対する市民の質的・量的ニーズを測るため、市民の意見を聴くこと。

- 対象を絞ったアンケートの実施
- 電子会議室の活用
- 専門的知識を持つ市民^{注5)}との話し合い
- ワークショップの実施

◆「人財」の育成 [チェック □]

事業実施時に主体として活動できる人材の育成を市民・行政が協働で行うとともに、その培った能力を事業実施の際に活かすこと。

- 市民活動団体^{注6)}や企業・専門機関との連携
- モデル地区の設定
- モデル事業の実施

◆情報の提供 [チェック □]

「市民協働」の事業プログラムについて、目標やパートナーの選択過程等を、サービスの受益者や関係者及びそれ以外の市民に広く公表し、意見を求めること。

- パブリックコメント制度^{注7)}の活用
- 情報誌の作成・発行
- 関係者を対象とした話し合い

事業計画の確定期

◆事業計画の検討 [チェック □]

予算化に向け、福島市総合計画との整合や他類似事業との調整を図ること。
市民が参加したくなるような魅力ある内容とすること。

- 市民企画公募制度^{注8)}の活用
- 市民活動団体や企業・専門機関との連携

具体的手法の一例

事業の始動期

◆活動の場の設定 [チェック □]

市民誰もが気軽に参加でき、かつ魅力ある活動の場を設けること。

- モデル地区の設定
- モデル事業の実施
- 市民講師やスタッフの募集

◆広 報 [チェック □]

実施中の事業内容を広報し、広く市民の参画を得ること。

- 市民による情報誌の編集・発行
- シンポジウムやイベントの開催
- 出前講座の実施

Plan
(企画)

Do
(実施)



事業の展開期

◆ 評価 [チェック □]

計画当初の目的に沿って事業が進行しているかどうかを検証すること。

◆ 現状・ニーズの把握 [チェック □]

事業の受益者のニーズに合っているかどうかを把握するよう努めること。

◆ 情報の提供 [チェック □]

事業の実施状況などに関する情報を常に提供すること。

具体的手法の一例

- [○] 市民価値評価システム^{注9)}構築への参加・協力
- [○] 対象を絞ったアンケートの実施
- [○] 電子会議室の活用
- [○] 市政だより・市ホームページなどの活用
- [○] 情報誌等の発行



事業の完了期

◆ 評価 [チェック □]

事業実施により、計画当初の目的を達成しているかどうかを検証すること。

◆ 情報の提供 [チェック □]

評価の内容を公開すること。

具体的手法の一例

- [○] 市民価値評価システム構築への参加・協力
- [○] 市政だより・市ホームページなどの活用
- [○] 情報誌等の発行



事業の完了期後

◆ 改善・見直し [チェック □]

評価の内容に基づき、次年度以降の事業のあり方や改善方法について検討すること。

具体的手法の一例

- [○] 市民委員の公募による検討委員会等の設置
- [○] 電子会議室の活用
- [○] チェックシートの作成

注1) 電子会議室/ インターネットを通じ、共通のテーマについて議論をする電子ネットワーク上の意見交換の場。

注2) O J L/ On the Job Learning の略。職場内外における自律的相互学習を通じて職場風土を改革し、個人の成長と職場の生産性を高める学習プログラム。

注3) 公開プレゼンテーション/ 一般に公開された場で、自らの活動企画案や計画案を説明すること。

注4) ワークショップ/ 直訳では「仕事場」「工房」。少人数のグループ作業を主体とし、参加者の意欲を引き出しながら、お互いの立場や考え方の違いを認め合い、1つの提案をまとめる手法。

注5) 専門的知識を持つ市民/ 職業や活動経験などに基づいた、様々な知識や技術を有する市民をいう。

- 注6) 市民活動団体/ ある特定のテーマについて興味関心を共有する市民活動団体(福祉、子育て、教育など)や、地域の地縁的つながりを基盤とする市民活動団体(町内会、PTA、育成会、体協など)、NPO(特定非営利活動法人)等がある。
- 注7) パブリックコメント制度/ 市が基本的な施策等に関する条例や計画等を策定する際に、市民にその内容を案として公表し、それについて寄せられた意見を意思決定の参考とし、それに対する市の考え方と共に公表する制度。
- 注8) 市民企画公募制度/ 市民が抱えている想いやアイデアなど、市民発意に基づき、市民も事業の企画段階から実施主体の一員として行政と共に事業を創出し実施できる制度。
- 注9) 市民価値評価システム/ H15年3月に市が策定した「福島市行政改革大綱2003」に基づく行政評価制度。市民価値を行政評価の基本とし、H16年度以降のシステム開発を目指している。

第3章 「市民協働」の事業とするためのチェックシート

1 事業完了後の自己確認・振り返り

- (1) 第2章で示した「『市民協働』の事業とするための具体的な手順」に沿って事業を実施することができたかどうかについて、事業完了後に自己確認・振り返りをするためのチェックシートを別紙《様式2》のとおりとします。
- (2) 次年度における同様の事業実施に際し検討・改善を行うため、事業完了後速やかにこのチェックシートを作成するよう努めなければなりません。

2 要綱に基づいた「市民協働」の検証・検討

- (1) 福島市協働のまちづくり庁内推進委員会は、各事業担当者が作成した当該チェックシートの提出を任意に求め、これをふくしま協働のまちづくり市民推進会議と共に検証・検討します。
なお、詳細については別途これを定めます。
- (2) 当該チェックシートによる事業の自己確認・振り返り及びその結果の公表については、福島市行政改革大綱2003に基づく行政評価制度が導入される際、両制度の調整を図ります。

第4章 「市民協働」の事業とするための支援の仕組み

1 事業企画の公募

地域課題解決のため、市民自らが「市民協働」の考えに立って行う事業に対する「支援制度」や、市民が抱えている思いやアイデアなどの市民発意に基づき、市民も事業の企画段階から実施主体の一員として行政と共に事業を創出し実施する「市民企画公募制度」を創設します。

なお、詳細については別途これを定めます。

2 情報の共有促進

市民と行政、あるいは市民相互の情報の共有を促進するため、時間や場所に限定されず自由な意見交換ができ、情報の積極的な提供と共有を図る場として、市ホームページ上へ電子会議室を開設します。

また、各種掲示板の活用や公共施設への専用コーナー設置など、インターネット環境の有無に関わらず情報を共有するための取り組みも併せて行います。

第3章 「市民協働」の事業とするためのチェックシート

1 事業完了後の自己確認・振り返り

- (1) 第2章で示した「『市民協働』の事業とするための具体的な手順」に沿って事業を実施することができたかどうかについて、事業完了後に自己確認・振り返りをするためのチェックシートを別紙《様式2》のとおりとします。
- (2) 次年度における同様の事業実施に際し検討・改善を行うため、事業完了後速やかにこのチェックシートを作成するよう努めなければなりません。

2 要綱に基づいた「市民協働」の検証・検討

- (1) 福島市協働のまちづくり庁内推進委員会は、各事業担当者が作成した当該チェックシートの提出を任意に求め、これをふくしま協働のまちづくり市民推進会議と共に検証・検討します。
なお、詳細については別途これを定めます。
- (2) 当該チェックシートによる事業の自己確認・振り返り及びその結果の公表については、福島市行政改革大綱2003に基づく行政評価制度が導入される際、両制度の調整を図ります。

第4章 「市民協働」の事業とするための支援の仕組み

1 事業企画の公募

地域課題解決のため、市民自らが「市民協働」の考えに立って行う事業に対する「支援制度」や、市民が抱えている思いやアイデアなどの市民発意に基づき、市民も事業の企画段階から実施主体の一員として行政と共に事業を創出し実施する「市民企画公募制度」を創設します。

なお、詳細については別途これを定めます。

2 情報の共有促進

市民と行政、あるいは市民相互の情報の共有を促進するため、時間や場所に限定されず自由な意見交換ができ、情報の積極的な提供と共有を図る場として、市ホームページ上へ電子会議室を開設します。

また、各種掲示板の活用や公共施設への専用コーナー設置など、インターネット環境の有無に関わらず情報を共有するための取り組みも併せて行います。

「市民協働」の事業とするためのチェックシート

事業担当： _____ 部 _____ 課 _____

作成者： _____

| | |
|--------|--|
| 事業名 / | |
| 事業費 / | |
| 事業期間 / | |
| 事業目的 / | |
| 事業内容 / | |

企画 (Plan) <14項目>

○ 企画・構想の策定期前

- ・市民に対し、できる限り幅広く情報を提供した。
- ・広く市民の声を聴き、ニーズを把握した。
- ・「市民協働」に関する啓発活動や学習機会を設定した。
- ・市民の意見を取り入れる場を設けた。
- ・その他の取り組み (_____)

は い いいえ 《できなかった理由》

| | | |
|--------------------------|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |

○ 企画・構想の策定期

- ・行政が行うべき事業かどうかについて検討した
- ・「市民協働」で事業を行う主体や費用について検討した
- ・「市民協働」で事業を行う目的や効果を明確にした。
- ・「市民協働」で事業を行うため、市民と行政それぞれの役割を明確にした。
- ・策定中の企画や構想を公開し、意見を求めた。
- ・その他の取り組み (_____)

○ 事業計画の策定期

- ・計画内容に市民の意見を反映させた。
- ・福島市総合計画との整合や他類似事業との調整を図った。
- ・その他の取り組み (_____)

実施 (Do) <8項目>

○ 事業の始動期

- ・市民誰でもが、気軽に参加できる魅力ある活動の場を設けた。
- ・その他の取り組み (_____)

は い いいえ 《できなかった理由》

| | | |
|--------------------------|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |

